

# JIS

## 船舶及び海洋技術一 真船首方位信号伝達装置

JIS F 9605 : 2006

(JMSA)

平成 18 年 8 月 10 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	矢 萩 強 志	財団法人日本船舶技術研究協会
(委員)	澤 山 健 一	国土交通省
	和 田 昌 雄	国土交通省
	鍛 地 楯 生	財団法人日本海事協会
	桐 明 公 男	社団法人日本造船工業会
	小 林 修	社団法人日本舟艇工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	田 中 護 史	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	井 上 彰一郎	日本小型船舶検査機構
	半 田 収	社団法人日本船主協会
	山 下 暁	社団法人日本船用工業会

---

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 18.8.10

官 報 公 示：平成 18.8.10

原 案 作 成 者：財団法人日本船舶技術研究協会 (旧 財団法人日本船舶標準協会)

(〒105-0003 東京都港区西新橋 1-7-2 虎ノ門高木ビル TEL 03-3502-2130)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：船舶技術専門委員会 (委員長 矢萩 強志)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船用工業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本船舶標準協会(JMSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 22090-1:2002**, Ships and marine technology—Transmitting heading devices (THDs)—Part 1: Gyro-compasses, **ISO 22090-2:2004**, Ships and marine technology—Transmitting heading devices (THDs)—Part 2: Geomagnetic principles 及び **ISO 22090-3:2004**, Ships and marine technology—Transmitting heading devices (THDs)—Part 3: GNSS principles を基礎として用いた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

**JIS F 9605** には、次に示す附属書がある。

附属書（参考）**JIS** と対応する国際規格との対比表

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	2
3. 定義.....	3
4. 性能要件.....	4
4.1 ジャイロ原理.....	4
4.2 地磁気原理.....	5
4.3 GNSS 原理.....	5
5. 精度.....	6
5.1 ジャイロ原理.....	6
5.2 地磁気原理.....	7
5.3 GNSS 原理.....	8
6. 試験方法及び試験結果要件.....	8
6.1 ジャイロ原理.....	8
6.2 地磁気原理.....	12
6.3 GNSS 原理.....	13
7. 表示及び識別.....	15
7.1 コンパス安全距離.....	15
7.2 表示及び識別.....	15
附属書（参考）JIS と対応する国際規格との対比表.....	17
解 説.....	20

## 船舶及び海洋技術－真船首方位信号伝達装置

## Ships and marine technology－Transmitting heading devices (THDs)

**序文** この規格は、2002年に第1版として発行された **ISO 22090-1:2002**, Ships and marine technology－Transmitting heading devices (THDs)－Part 1: Gyro-compasses, 2004年に第1版として発行された **ISO 22090-2:2004**, Ships and marine technology－Transmitting heading devices (THDs)－Part 2: Geomagnetic principles 及び2004年に第1版として発行された **ISO 22090-3:2004**, Ships and marine technology－Transmitting heading devices (THDs)－Part 3: GNSS principles を翻訳し、3部に分かれている一つのISO規格を一本化し、技術的表現を組み替え、一つの規格として統合・作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書 (参考)** に示す。

**1. 適用範囲** この規格は、SOLAS条約1974年(改正)第V章で要求される真船首方位信号伝達装置としてのジャイロ原理、地磁気原理、GNSS原理に対する原理ごとの構造、性能及び試験方法について規定する。

なお、真船首方位信号伝達装置の性能基準である **IMO 決議 MSC.116 (73)** の勧告から抜粋したすべての必要条件は、斜体で示す。

真船首方位信号伝達装置は、真船首方位に関する情報を提供する電子装置である。

THD装置は、**JIS F 0812**に関連付けられる **IMO 決議 A.694 (17)** に規定される一般要件と、使用されるセンサ部の関連規格に加えて、次の最小要件を満足しなければならない。

適用するセンサ部に対して、IMO性能基準が特別に地理的運用範囲を規定しない場合は、THDは次の範囲で運用される。

a) 最大旋回角速度  $20^{\circ}/\text{秒}$ 。

b) 最低、南緯  $70^{\circ}$  ～北緯  $70^{\circ}$  まで。

この規格の要件を満足するTHDは、SOLAS条約第V章に規定される船首方位情報として使用することができる。

さらに、このTHD性能基準は、船首方位情報を供給する適切な装置の搭載要件として、**HSC Code, Chapter 13** で規定される動的性能要件を満足しなければならない。

**備考1.** この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、IDT(一致している)、MOD(修正している)、NEQ(同等でない)とする。

**ISO 22090-1:2002**, Ships and marine technology－Transmitting heading devices (THDs)－Part 1: Gyro-compasses (MOD)

**ISO 22090-2:2004**, Ships and marine technology－Transmitting heading devices (THDs)－Part 2: